

5

**第 44 回日本学生経済ゼミナール関東部会
大東文化大学 インナー大会 論文提出**

10

分科会番号:08-03(C-5) 部門名:財政学

テーマ: あるべき年金の歳入

15

サブテーマ: 財源の比較検討

参加パート名:専修大学 経済学部 望月 宏ゼミナール

20

代表者:真田博幸 (ph: 080-5096-0421 Email: cbx400sa@hotmail.com)

参加者: 久保 隆、西村 旭生、石津 裕貴、渡邊 賢一

(参加合計人数:5名)

25

30

(目次)

	序章.....	P4
	第一章 年金の現状.....	P4
	第一節 年金制度の概要.....	P4
5	第二節 国民年金勘定と基礎年金勘定の支出と収入.....	P4
	第三節 厚生年金会計の支出と収入.....	P5
	第四節 年金の財政.....	P5
	第二章 消費税.....	P6
	第一節 消費税の特徴と制度.....	P6
10	1-1) 消費税の仕組みと性格.....	P7
	1-2) 付加価値税とインボイス方式による仕入れ控除とアカウント方式による仕入れ控除.....	P7
	1-3) 納税額の計算について.....	P7
	1-4) 中小企業に関する特例.....	P7
	1-5) 事業者免税点制度.....	P7
15	1-6) 簡易課税制度.....	P7
	1-7) 共税の問題.....	P8
	第二節 消費税の増税.....	P8
	2-1) 公平.....	P8
	2-2) 簡素.....	P8
20	2-3) 中立.....	P9
	第三章 福祉目的税化することについて.....	P9
	第四章 複数税率.....	P9
	第五章 総じて.....	P10
	第二節 資産課税.....	P10
25	第一節 資産課税の分類.....	P10
	第二節 資産課税の根拠.....	P11
	第三節 相続税・贈与税の根拠.....	P11
	第四節 世代間移転に関する不平の実現.....	P12
	第五節 公的年金へのミーンズテストの導入.....	P13
30	第六節 リバースモーゲージの返済としての相続税.....	P13

第七節 相続税と基礎年金国庫負担の対応.....P14
第五章 結論.....P15
参考文献一覧.....P15

5

10

15

20

25

序章

30 年金問題の本質は人口構成と給付と負担の分配に他ならない。しかし、現状の年金を取り巻く現状は厳しく4

80兆円の債務超過であるといわれている。そのため2004年改正において、今後の段階的な保険料の引き上げと積立金の取り崩し、また国庫負担の引き上げが検討された。この中で未だに国庫負担についてはどのような形で財源を確保するのかについて検討の余地がある。われわれは様々な観点から分析した結果、これについて消費税と資産課税が適切であることを主張する。展開として、第一章にて現在の年金の現状を、第二章にて国庫負担の扱い、考え方について、第三章、第四章にて消費税と資産課税を比較し、述べることとした

第一章 年金の現状

第一節 年金制度の概要

年金制度は、将来の人口予測、経済情勢を盛り込んで5年に1度大きな制度改正が行われ、2004年においても今後を見据え、年金制度の改正が行われた。その主な内容として、基礎年金の保険料を段階的に引き上げ、2017年度には1万6900円とすること、厚生年金に関しては14年間にわたり保険料率が0.354%ずつ定期的に引き上げられることとなった。これらの措置の背景には現在の年金債務を削減し年金財政を健全化させる目的がある。

また、日本の年金制度は賦課方式で運営されており、年金受給者への給付は、その時点の現役労働者の支払う保険料によってまかなわれている。

(ア) 国民年金勘定と基礎年金勘定の支出と収入

基礎年金は、保険料は国民年金勘定が受け取り、給付は基礎年金勘定が行う。そこで国民年金勘定から基礎年金勘定へ、次の計算方式によって拠出される。

$$\text{(各制度の被保険者+その扶養配偶者)} / \text{国民年金保険者総数}$$

先に述べたように基礎年金制度は基礎年金に相当する部分を国民年金勘定が(厚生年金、共済年金等から)徴収し、算定された金額が基礎年金拠出金として支払われる。ただし、この拠出金の3分の1は国庫から補助されるので、国民年金勘定の実質負担は拠出金の三分の二となる。つまり、拠出金の3分の2が保険料、三分の一が税となっているのである。

この引き上げ分は、2005年度、2006年度に適切な水準にまで国庫負担割合を増やし、最終的には、2009年度に国庫負担割合を2分の1の水準にする予定とされている。その財源として、個人所得課税、消費税を含む税制の抜本的な改革や、公的年金等に関わる各種控除の見直しが議論されている。

また、国民年金勘定の収支は、具体的に次のようになっている。まず、勘定からの支出は、国民年金給付、基礎年金拠出金、国民年金独自給付、特別国庫負担、基礎年金交付金の5つとなっている。

国民年金給付は 1985 年以前の基礎年金制度設立以前の旧法に対応する人々への給付である。

基礎年金拠出金とは、基礎年金の支給の見返りとして基礎年金勘定へ支払う拠出金のことであり、国民年金独自給付とは、付加年金、寡婦年金、死亡一時金、特別一時金のことである。

5 また、特別国庫負担とは、保険料免除期間に関わる給付等を国庫が負担するもので、この資金は一般会計から国民年金勘定へ繰り込まれ、そして基礎年金勘定へと繰り入れられ、基礎年金交金とは、旧法老齢国民年金を、国民年金が支払うかわりに基礎年金勘定から受け取るものである。

次に収入面では保険料収入と国庫負担とに分けられる。保険料収入は 1 号保険者が毎月納めている保険料である。

10 国庫負担はさらに3種類に分けられ、基礎年金拠出金に対する国庫負担とは、国民年金勘定が基礎年金勘定へ支払う基礎年金拠出金の3分の1を国庫が負担したものである。

特別国庫負担とは一般会計からはいてきて基礎年金勘定へ出て行くものである。国民年金独自給付に対する国庫負担とは、付加年金の4分の1を国庫が負担したものである。

(イ) 厚生年金会計の支出と収入

15 厚生年金会計の支出は年金給付費と基礎年金拠出金とに分けられる。その支給額は基礎年金勘定から支給される定額の基礎年金と報酬に比例して支給額が増減する老齢厚生年金とに分けられる。

老齢厚生年金被保険者は昭和 24 年以降を境に昭和 24 以前は 60 歳からの給付、昭和 24 年以降の世代は 65 歳からの給付となる。

20 基礎年金拠出金は国民年金勘定で述べたように、基礎年金拠出金を、国民年金勘定へ支給する。また、基礎年金拠出金は国庫から3分の1の補助があり、実際の負担は3分の2となる。

また、収入は保険料、国庫負担、基礎年金交付金に分けられ、保険料は以下の式で算定される。

平均標準月額 × 給付乗数 × 被保険者期間(月数) (これに物価変動率を掛けスライドさせる)

国庫補助は上記したように基礎年金拠出金の3分の1である。

25 (ウ) 年金の財務

現在の賦課方式のもとで、保険料と国庫負担の調整が行われる限り、年金財政の破綻はありえない。しかし、バランスシートをみると大よそ健全とは言いがたく、公的年金は巨額の債務を抱えている。95 年度の厚生労働省の試算によると、基礎年金(国民年金)と厚生年金を合わせて、過去期間と将来期間に対応した債務は約 600 兆円に上っている。保険料の段階的な見直しと、国庫負担率の3分の1から2分の1への移行によって債務への対応をとる事となっており、後の章で、調整される保険料と国庫負担割合に伴う財源の確保(増税)

30

について検討する。

第二章 消費税

5 第二節 消費税の特徴と制度

1-1 消費税の仕組みと性格

日本の消費税は「付加価値税」とタイプの税と「多段階累積排除型」の「課税ベースの広い間接税」として構築されている。池田[2001]による詳細は図2 - 1の通りである。

10 1-2 付加価値税とインボイス方式による仕入れ控除とアカウント方式による仕入れ控除

事業者の生産から流通まで、またはサービスの各段階で新たに付加された価値に着目して、これに対して貸される租税である。ただし、その付加価値に課される税は、前段階で課された税も含めて、価格に上乗せされ、次々と転嫁されていき、最終的には「消費者が負担」することになる。

15 一方、事業者はその付加された税を控除することができる。その控除は前段階税額控除方式をとることが一般的だが、前段階税額控除方式はさらにインボイスと帳簿(アカウント)方式に分けられる。

インボイス方式による仕入れ控除とは、インボイス(送り状 納品書)による仕入税額控除方式を採用することである。さらに、インボイスには、売り手と買い手の氏名、名称、および販売・提供した物品・サービス内容、数量価格あるいはそれに課された付加価値額が明記される。また、課税期間ごとにこの期間中の売上に課された税額の合計額から、同一期間中に仕入先から受領したインボイスに記載された税額の合計額を控除して
20 納付税額を算出する。

一方、アカウント方式による仕入れ控除では、課税期間(個人は暦年、法人は事業年度)中の売り上げ(一般消費税を除く)の合計額に税率 5%を乗じて計算した税額から、同一期間中の帳簿上の仕入高(一般消費税を除く)の合計額に税率 5%を乗じて計算した税額を控除した後の税を納付する。現状では、「請求書等保存方式」をとり、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書等のこの取引事実を証する書類の
25 保存を仕入れ税額控除の要件としている。しかし、帳簿と請求書等の両方の保存することは、依然として、不透明さがあることから、今後、インボイス方式への全面移行が望ましい。またそれぞれのメリット、デメリットについては図2 - 4と図2 - 5にまとめて示した。

1-3 納税額の計算について

30 事業者は、売上に係る消費税額から、仕入れに含まれている消費税額相当額を控除した額を納付する。

$$\text{納付額} = (\text{売上に係る消費税額}) - (\text{仕入れ等に係る消費税額})$$

課税仕入れに係る消費税額は、原則として、その全額が仕入れ税額控除の対象になる。ただし、課税売上割合が95%未満の場合、課税売上に対応する部分の仕入れ税額だけが控除される。

$$\text{課税売上割合} = \text{課税売上} / \text{総売上}$$

5 この場合は、事業者の選択により、個別対応方式または一括比例配分方式のいずれかの方式により計算する。

個別対応方式とは、その課税仕入れに係る消費税額を、

課税売上のみに対応するもの

非課税売上のみに対応するもの

10 課税売上と非課税売上のみに対応するものに区分し、

$$\text{控除税額} = \text{ + } * \text{ 課税売上割合}$$

として計算され、税額が控除される。

一方、一括比例配分方式とは、その課税仕入れの税額に課税売上割合を乗じて計算した額を計算し、控除
15 する方法である。

$$\text{控除税額} = (\text{仕入れの税額}) * \text{課税売上割合}$$

1-4 中小企業に対する特例

20 中小企業に対する特例として、簡易課税制度・事業者免税点制度の特例があげられる。一定規模以下の中小企業について、選択によって、売上ににかかわる消費税額を基礎として仕入れにかかわる消費税額を簡単計算することができる仕組みが採られている。みなし仕入れ率は図の2-2の通りである。

1-5 事業者免税点制度

25 一定規模以下の中小企業について、選択によって、売上ににかかわる消費税額を基礎として仕入れにかかわる消費税額を簡単計算することができる仕組みが採られている。これに該当するのは、基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者である。

1-6 簡易課税制度

30 事業者免税点制度と同様に、基準期間における課税売上高が5000万円以下(H16.4月より)の事業者(免税事業者を除く)が、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を所轄税務所長に提出した場合には、その翌

課税期間以後、その課税期間における売上に係る消費税額(売上対価の返還等がある場合にはこれらに係る消費税額の合計額を控除した後の金額)にみなし仕入れ率を乗じた額を課税し、これに係る消費税額の合計額とみなし控除できる。

5 1-7 益税の問題

以上の消費税制度を説明する際、何度か述べたが、消費税の制度における問題として、「益税」が挙げられる。益税の問題とは、中小企業の特例措置を受けた「みなし仕入れ率」を適用できる事業者が、買い手が負担した消費税相当額の一部を事業者の手元に残す(残る)ことである。例えば、免税事業者が商品・サービスの価格に5%の消費税を上乗せして販売すると、消費税分として、「仕入れ価格にかかわる消費税分を上回る価格の引き上げ」を行った場合、益税が発生し、「売上 仕入れ価格にかかる消費税分を上回る価格」が業者の手に残る(仕入れにかかる消費税分については、免税事業者も販売価格に上乗せすることが認められる)。税率が5%からさらに上昇していくと、この部分はますます大きくなる。この問題を解決するには、まず免税点制度そのものを縮小の方向で見直しが進められたが、これに加え、税が価格に上乗せされたことが明確にされるインボイス方式を採用することで益税の問題を縮小できる。

15

第二節 消費税の増税

これまでの消費税の制度の問題であった益税は、増税するとさらに大きくなる。消費税の増税を論じる前に、益税対策として、インボイス方式の採用や免税点制度を見直すことを前提にして考察する。

単一税率か複数税率がよいかについて、公平・簡素・中立の観点から考察する。

20 2-1 公平

消費税が公平であるかどうかは、「所得」の面と「世代」の面から見る。「所得」面では、実収入に対する消費税負担割合(日本生活協同組合連合会 算出)を見ると、所得が400万円未満は収入に占める消費税の割合が3.31%であるのに対し、1,500万円台は1.31%であり、逆進的になっている。一方、「世代」の面から見ると、子どもから高齢者も含めた社会の負担可能な人々が「消費という事実」をもとに払うことを考えると、主観的ではあるが、公平である。したがって、「所得」の面では、不公平であるが、「世代」の面では公平である。

25

しかし、所得の不公平さ(逆進性)は、複数税率を採用し、高所得者が多く消費するものに多税率にすることによって、解消可能であると考えられる。

2-2 簡素

簡素とは、税金の制度が簡単で解りやすいことである。消費税は、先述のとおり、「消費という事実」を以って課税され、また、その税率は単一税率の場合わかりやすい。しかし、今回の論文では「総額表

30

示」に触れなかったが、消費者にとって税率が不明確な表示は、税負担がわかりにくくいので簡素とは言えない。さらに、複数税率にすると、単一税率よりわかりにくくなる。

2-3 中立

- 5 中立では、消費に与える影響を考察する。消費への影響は、増税された97年4月をはさむ96年第3四半期から97年末期の民間消費支出のデータを見て、判断する。97年4月以前は4.3%で、4月の増税に対し駆け込み需要があったのに対し、4月以降マイナスに転じているのがわかる。したがって、消費への影響の面から中立性は阻害される。

10 第三節 福祉目的税化することについて

消費税について、税収の用途を福祉関連に限定することを法律で規定することで、国民が負担増を受け入れやすくするということであるが、問題点として、「財政の硬直化を招く」「既存の目的税(例.揮発税と道路特定財源)にみられる、受益・負担の直接的な対応関係が難しい」があげられる。1%の増税で約2.2兆円の税収(9.5兆円(H14年度消費税の歳入) * 4%(国税の消費税率))が見込めるが、その予算が多年度にわたり拘束

15 されるといった問題がある。

以前の消費税増税に比べると、今回の増税は「国庫負担1/2」の補填分といった明確な目的があり、単一税率で上げれば、現役世代だけに集中せずに、すべての世代に分散される。

第四節 複数税率

- 20 複数税率に関しては、「増税」面を「収入階級別消費額」「年代における消費額」の視点から考察する。減税面は扱わない。「収入階級別消費額」では「逆進性」を問題として、一方「年代における消費税額」は「年代における保険料の支払いと給付の不平等」を問題にする。

- 「収入階級別消費額」をみると、収入が上昇するにつれて「自動車等関係」「その他」が多いことがわかる。さらにこれを割合とって、「平均・1500万以上・200万～300万」で見ても、同様に1500万以上といった高所得者は「自動車等関係」「その他」への消費割合が多い。「その他」の内訳は「教育関係・旅行関係・冠婚葬祭」である。それを見ると、「旅行費」が高いことがわかる。これから、増税は「自動車」「旅行関係」が良いと考えられる。しかし、現実性には非常に乏しい。
- 25

「年代における消費額」を見ると、全体として見ると、「高齢者の消費割合」が少ない。つまり、「年代における保険料の支払いと給付の不平等」を解消するために消費税を増税しても、現役世代の負担が増大してしまう。

- 30 「年代における保険料支払いと給付の不平等」に関しては、「相続税」の方が望ましい。

第五節 総じて

消費税についてまとめると、まず、税制度のもつ「益税」に関する対策は「インボイス方式」を採用すべきである。インボイス方式を採用することによって、「税額が示されていない請求書等から税額控除を行うことはできなくなる」ため、益税の問題が解消する。

単一税率か複数税率かについては、『単一税率』が望ましい。なぜなら、複数税率の「所得」の「公平」、経済への影響度「中立」は単一税率より望ましいが、「簡素」の面で、現行の「総額表示」では、複数税率による増税を行うと複雑になってしまう。

また、消費税は、消費一般に広く負担され、水平的公平の観点から優れているという特徴を持っている。しかし、逆進性が生じるという問題がある。これは、「非課税措置」や「軽減税率」などの複数税率を採用することでその対策となる。このように消費税は安定的な税収を確保する税金であり、「簡素」「中立」「公平」の観点から、増税するのであれば望ましい税金である。

第三章 資産課税

第一節 資産課税の分類

資産課税とはいっても資産の保有、取引、移転の各段階で取引に対する課税と資産の値上がり(キャピタルゲイン)に対する課税に分けられる。資産の保有に対する課税をさらに分けると分類財産税と一般純資産税に分けられる。分類財産税とは保有する財産の種類別に、課税、非課税か、課税最低限の水準について異なった扱うもので、金融資産には課税されない。一般純資産税は富裕税とも呼ばれ、保有する純資産総額に課税するもので、資産の総価値マイナス負債総額に対して課せられる税である。日本ではシャウブ勧告により昭和25年、採用されたが、3年で廃止された。

資産の取引に対する課税とは具体的には、資産の取得、取引に関する書類の作成・登記等にかかる税をさす。前者は不動産取得、特別土地保有、自動車取得、有価証券取引に税がかかる。後者は印紙税も含む。流通税の性格を持つ。

採算の移転に関する税の具体的なものとしては、個人の資産の相続および贈与に対する税をさす。相続税は、死亡した人の財産相続、遺贈(遺言による贈与)、または、死因贈与(贈与者の死により効力の生じる贈与)に対して課せられる税。相続税には相続によって財産を取得したのに対して、取得した財産の価値を課税物件としてかする遺産取得課税と、被相続人の遺産額を課税物件として課せられる遺産課税がある。日本

は遺産取得課税を基礎とし、それに遺産課税を加味したものである。

贈与税は死因贈与以外の贈与によって財産を取得したものに対して、その取得した財産の価格に課税する。贈与税は相続税の補完税としての役割をもっており、相続税負担の回避を防ぐという目的をもつ。

5 第二節 資産課税の根拠

資産の保有に対する課税は能力説によって正当化される。所得を担税力の指標とするのと同様に、資産の保有自体にも担税力があるとする考えかたである。包括所得税の執行において生じる問題にたいする是正策として役立つ。未実現のキャピタルゲインへ課税されないなど資産課税に対する不完全な課税を補完する。法人ではなく個人に対する課税に適用されるべきである。問題としては土地や建物などの資産には課税されて、
10 その他の資産には課税されず、収益を生まない資産に対しても課税されてしまう。

政府による公共サービスの供給によって不動産の価値が高められ、その所有者は不動産に対する税の支払いという形で費用を負担しなければならないという便益説に対する考え方がある。例えば、道路や警察・消防、照明など。公共サービスから便益を得る財産所有者に対して課税する理由がある。問題としては公共サービスのうち教育のような直接関係のないものにも支出されるという点がある。

15 富の集中を減少させることにおいて社会的に政治的に望ましいとする考え方。富の過度の集中は、経済支配力の集中のみならず、政治権力の集中をもたらす傾向にあり、民主主義のプロセスの崩壊に導くかもしれない。

日本では固定資産税が地方自治体の重要な財源になっているが、資産評価の不手際と不公正により不公平感が強く、また、インフレの影響を受けやすい。

20

第三節 相続税・贈与税の根拠

社会は各個人に生きている間は自ら蓄積した財産利用を許すが、死んだときはその財産は社会に返還されるべきだとし、死んだときにその財産は自由に子孫に相続させることができないという返還説の考え方がある。

25 財産の分配の不平等さは所得の分配の不平等さより大きいと考えられる。財産の不平等度が大きいことは、民主主義的社会的政治基盤を弱める弊害を有するし、所得不平等の原因にもなる。財産の分配の不平等を生ぜしめる最大の原因は相続制度にある。あるものは莫大の財産を相続し、他のものはまったく相続することができない。その結果人生の出発点において大きな差がつけられ一生が支配されることになるが、そのことがまったくの偶然で決まる。相続税はこのような不合理な財産の分配の不平等を是正する有効な方法である。こ
30 れに対して長期的には財産の分配の不平等を抑制する自動的な力(例えば、美術館の設立、自然消滅)が働

いているので相続税の根拠にはなり得ないという考え方がある。

相続税は便益説からも正当化できる。そのひとつは、政府は個人の財産権を保障し、死んだものからその相続人への財産の移転を保障し、管理する。そのような政府サービスに対する代償として課税するのである。高齢社会における高齢者扶養は賦課方式による公的年金によって行わざるをえず、これは高齢者と同時に現役世代によって負担される保険料あるいは税によってまかなわれるものである。公的年金制度がなければ、高齢者の扶養はその子どもたちが行わなければならない。賦課方式の公的年金制度は、高齢者の扶養を社会全体で行うものであり、子どもの負担は自分の親に対する扶養と直接結び付けられないことになる。このため世代間移転である相続も、世代間移転の公平の概念から社会化する必要がある。相続について社会化することとは相続税を強化して、親の扶養義務を免れたものに対して、その分だけ受け取る資産額を減らすのである。このため具体的な方法として、公的年金についてミーンズテストを行い、資産額の一定限度を超える場合には、その支給額をカットするが実際にはそのカットをその死亡時まで延期し、死亡した時点で年金削減分の終価を遺産税として徴収するのである。相続税は世代間移転の公平の実現、また高齢化社会の保障給付の増大に対する財源徴収としても有効と考えられる。

15 第四節 世代間移転に関する公平の実現

いかなる社会においても、高齢者の保有する資産は何らかの方法で次の世代に引き継がれ、他方で、退職後の人々は現役世代に扶養される。これが世代間移転である。ただ、移転の具体的な仕組みは、国により、また経済社会の発展段階により様々である。これをおおまかに分けると、次の二つに分けられるだろう。

第一は、資産引継ぎも老後扶養も、家族の内部で行われるパターンである。すなわち退職後の高齢者は子によって扶養され、介護も基本的に家庭内で行われる。他方、若年期から蓄積した資産は、子に相続される。これは伝統的な社会における世代間移転のパターンである。

第二は、福祉国家型のパターンである。これは退職後の生活を公的年金によって支え、医療・介護なども公的サービスとして供給しようとするシステムである。日本を含む先進国は、これを理想型として追及してきた。伝統社会の家族内移転型は、親身な扶養が期待できる反面で、高齢者を抱える家族にかかる過度な負担が問題である。そこで、こうした負担を社会全体で平均化するために福祉国家型システムの構築が必要であるとされたのである。

この場合、高齢者の扶養を公的思索を通じて社会全体で行うのだから、世代間移転の反面である資産引継ぎという相続も、世代間移転の公平化の観点から、社会化することが必要との議論が成り立つだろう。資産の継承について社会化するとは、相続税(贈与税)を抜本的に強化することを意味する。つまり、親の扶養義務を免れたものに対し、その分だけ受け取る資産の額を減らすのである。

このシステムでも経済全体のマクロ的な立場から見れば、世代間の資産引継ぎと扶養が行われる。ただ、それを仲介する社会的組織が、家族から政府になるのである。これは応益課税としての意味づけであり、従来はあまり意識されていなかったものである。しかし今後のストック化社会においては、重要な意味を持つであろう。

5

第五節 公的年金へのミーンズテストの導入

上述の話は年金の対価として相続税を位置づけるものであった。その意味で直接的な関連付けとってよい。ここでは、やや間接的な意味で、社会保障と相続税を関連付けて考えてみる。それは、公的年金制度に資力調査(ミーンズテスト)の導入が必要との考えである。資力調査とは、社会保障など公的な給付を与える際に、受給者の所得獲得能力や資産などを調査し、その結果によって対象者を選別し、選別的に救済しようとするものである。実際の制度では、生活保護(公的扶助)において、資力調査が行われている。しかし、年金などの社会保険に関しては、保険事故が発生したときに加入者が法定の給付を権利として受け取ることができるという考えが基礎になっており、受給者の能力が受給の前提条件とされることはない。すなわち、資力調査を伴わずに受給権が発生するという意味で普遍主義的に基づく制度であると考えられてきた。

10

しかし、今後資産の保有が進み、特に一部の高齢者は多額の資産を保有するにいたることを考えると、公的年金(少なくとも所得比例部分)についてもミーンズテストを行い、資産額が一定限度を超える場合にその支給額の一部をカットするという考えを主張しうるであろう。この場合、公的年金は、資産を保有しない高齢者や後期高齢者などに集中して給付することになる。

15

所得費例部分についてミーンズテストを導入することは、

20

- 1、その大部分が過去に支払われた積み立てられた保険料ではなく現世代の保険料負担によって賄われていること
- 2、所得費例部分は社会的な最低限度を超える給付であること

によって正当化される。

なお、基礎年金部分については、社会的な最低限を保障するものと考え、従来どおり、ミーンズテストなしの一律支給を継続する(ただし、支給レベルについては見直しを行う余地がある。また基礎年金部分の財源をもっぱら税に求めるような制度改革も考えられる。)

25

第六節 リバースモーゲッジの返済としての相続税

ところで、日本の場合、高齢者のストックは、主として居住用不動産という形で保有されている。これは、そのままでは取り崩して老後資金に当てることはできない。このため、ストックからフローへの転換を可能とする制

30

度を整備する必要がある。

不動産をフロー化する仕組みとしては、不動産を担保として所有資金を貸し付ける仕組みが考えられる。これは、リバースモーゲッジと呼ばれている。

ここで、公的機関により運営されるリバースモーゲッジ方式を採用したとしよう。上で述べた方式によれば、リバースモーゲッジからの年金(貸付)が給付される反面で、公的年金がカットされることになる。ところで、この方式が適用されるのは、リバースモーゲッジからの年金が公的年金の削減分を上回る場合である。そこでこれらを相殺し、リバースモーゲッジからの年金の超過分は実金と同じまったく同じ額である。そして、対象者が死亡した時点で、(住宅価値) - (年金削減分の終価)に等しいだけの金融資産が残っており、これが遺産として相続されることになる。ここで、相続人がこの金融資産を用い、不足分は借り入れて住宅を買い戻したとする。すると相続人は、実物資産としての住宅と、年金削減分の終価に等しいだけの負債が残ることになる。

結局この場合には、年金受給者 = 住宅資産保有者にとっては、現在の制度となんら変更はない(住宅に住み続け、従来と同額の年金を受け取る)。相続人にとっては、相続税が年金削減分の終価に等しいだけ増加したのと同じことになる。

つまり、以上で述べた措置は、相続税制度の改革であると解釈することもできる。現在の制度では、相続税は、(相続人数と)相続財産の価値のみによって決まる。ここでとりあげた制度では、これに加えて年金条件がカウントされることになる。

また、現在の制度では、遺産額が課税最低限以下の場合には、相続税の対象にはならない。しかし、この制度の下では、公的年金減額多少者はすべて相続税の対象となる。最も、公的年金減額の対象となる、資産保有額を現在の相続税最低限程度に設定すれば、現在の制度とは大差がないであろう。したがって、この制度を導入することによる事務的な負担増はさほど大きくないだろう。

第七節 相続税と基礎年金国庫負担の対応

もちろん、相続税だけで将来の社会保障給付の全額を賄うことはできないだろう。しかし、基礎年金の国庫負担に限定すれば、さほど非現実的なことではない。現在相続税収入は約 4 兆円であるが、これは公的年金の公費負担額とほぼ見合っている。将来の日本では、資産の蓄積がさらに進むことも注意しなければならない。これによって、課税ベースの状況は、現在とは様変わりする。したがって、社会保険給付との関連付けは、十分に考えられる方向にある。

将来を見ると、人口構造の高齢化によって、現在と同じ平均実効税率(約 9%)のままで、2025 年度における税収は約 8.3 兆円になるものと推計される。他方で、厚生労働省によれば 2025 年度の年金の公費負担は 18.6 兆円である。したがって、平均実効税率の約 2 倍に引き上げれば、これのすべてを相続税でまかなうこと

ができる。

これは不可能なことではない。とくに、相続税は全死亡者からわずか0.2%未満の人々が全税収の約6割を負担するという極めて累進性の高い税であることを考えれば、将来における資産格差の是正の観点からも、望ましいものといえるであろう。

5

第四章 結論

消費税は安定的な税収を確保する税金であり、「簡素」「中立」「公平」の観点から、増税するのであれば望ましい税金であるといえる。消費税が財源のベースとなることが望ましいと考える。単一税率か複数税率かという問題は、「単一税率」を提案する。その理由は、複数税率の場合、「逆進性」の解消を可能にするメリットはあるが、総額表示導入のため複数税率による消費者にとって税負担額がわかりずらく。その分、「逆進性」の問題は「相続税」によって解消されるため、単一税率による増税がよい。基礎年金の国庫負担分の上昇だけに関して言えば対応できるのであり、これらを組み合わせることで、「逆進性の問題」と「国庫負担1/2分の財源」に対応は可能である。

10

15 以上 11950 文字

参考文献一覧

社会保険研究所 平成11年版年金白書『21世紀の年金を「構築」する』 平成11年

竹本善次 『年金-これが正しい理解です』 平成16年 中央経済社

20 高山憲之 『信頼と安心の年金改革』 2004年 東洋経済新報社

高山憲之 『年金の教室-負担を分配する時代へ』 2000年 PHP研究所

森信茂樹 『日本が生まれ変わる税制改革』 2003年 中公新書ラクレ

野口悠紀雄 『「超」税金学』 2003年 新潮社

池田篤彦 『図説 日本の税制』 2003年 財経詳報社

25 森信茂樹 『日本の税制』 2001年 PHP 研究所

図2 - 1

原則としてすべての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし

生産、流通、販売などの前段階において、他の事業者や消費者に財貨・サービスの販売、提供などを行う事業者を納税義務者とし、その売上に対して課税を行うとともに
税の累進性を排除するために、事業者は、売上にかかわる税額から仕入れに係る税額を控除(仕入税額控除)し、その日引き税額を納付する(控除額が売上に係る税額を上回る場合には控除不足額の還付が行われる)とされており、
事業者に貸される税相当額は、コストとして財貨・サービスの販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担し、
また、国内における消費に負担を求める税(内国消費税)としての性格上、輸入取引については、保税地域から課税貨物を引き取るもの(事業者だけでなく、消費者たる個人を含む)を納税義務者として課税を行い、輸出取引については、売上に対して課税を行わないとともに、仕入れ税額控除と控除不足額の還付が行われることにより、国境税調整が行われる。

図2 - 2

5	みなし税率
	第1種事業(卸売業) 90%
	第2種事業(小売業) 80%
	第3種事業(製造業等) 70%
	第4種事業(その他) 60%
	第5種事業(サービス業等) 50%
10	卸売業とは、他のものから購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいい、小売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で卸売業以外のものをいう。また、製造業等には、農林業、漁業、工業、建設業、電気・ガス業、悦供給業及び水道業が含まれる。

図2 - 4

インボイス方式の場合のメリット

1. 税が価格に上乗せされたことが明確にされるので、税の転嫁が容易。
2. 控除すべき税額が明確であるため、輸出取引の場合の国境税調整が的確に行われる
3. 税が明確になることで、非課税項目、複数税率を設けることが可能であり、「逆進性」の問題に対応することができる。

インボイス方式の場合のデメリット

1. インボイス方式の手数がかかり、事務負担が増大する
2. 事業者が非課税業者とされる場合には、その事業者はインボイスを送付することができないため流通の系列から排除される恐れがある。

図2 - 5

アカウント方式の場合のメリット

1. 仕組みが簡明
2. 税額控除の計算が帳簿により簡単
3. 中小企業社にもインボイス方式より受け入れやすいので、免税点を低くできる
4. 免税事業者らの仕入れについても税額控除ができるので、免税事業者が取引の中間段階にいる場合でも、取引から控除されることがない。

アカウント方式の場合のデメリット

1. 控除しきれなかった税額は、輸出取引以外では還付されず、繰越控除しか認められないので、事業者にとって負担。
2. 輸出取引に課され、還付された税額が概算率であることが歴史的に貿易摩擦を生んだ。
3. 課税・非課税との区別に負担が生じる（複数税率でも同じ問題が生じる）
4. 益税の問題